

### 3 保護者・地域に願う

#### (1) 保護者への依頼事項

##### ① 緊急時の避難場所と引き取りについて

子どもたちは、学校園で過ごす時間より家庭や地域で過ごす時間の方が長い。家庭や地域にいるときに災害に遭遇した際、「どのように身を守るのか」「どこに避難するのか」「どのように引き取りに行くか」などを、家庭において事前に話し合っておくことが大事である。

また、学校園は、子どもたちが家庭や地域で被災した際の緊急時の避難場所を「緊急時連絡カード」によって把握しておく。

#### ■ 保護者依頼文[例]

令和〇年（××××年）〇月〇日

保護者各位

姫路市立〇〇学校長

家庭における子どもたちの避難行動の確認及び緊急時連絡カードについて

標記のことについて、〇〇〇〇〇〇

つきましては、下記のことについてご家庭でよく話し合ってください、子どもたちが自分の命を守るための適切な判断と正しい行動の選択ができるようお願いいたします。

記

- 1 命はかけがえのないものであり、自分の命を自分で守る行動ができること。
- 2 交通規則など法令を守った行動ができること。
- 3 家庭における緊急時の避難行動を確認すること。

[依頼事項]

- ※ お子様と一緒に「緊急連絡先」や「避難場所」を確認しながら「緊急時連絡カード」を記入ください。学校からの引き渡しや家庭において被災した際の安否確認は、本カードをもとに行います。
- ※ 健康状態に関する事項につきましては、「保健調査票」に記入いただくこととなりますので、本カードには「緊急連絡先」「避難場所」「引き取り者」を記入してください。

■ 緊急時連絡カード〔例〕

## 緊急時連絡カード

姫路市立〇〇学校

このカードは、緊急時の連絡や安否確認に使用する大切な書類です。年度途中に変更がある場合は、担任までお知らせください。（ご記入いただいた個人情報は、これ以外の目的に使用いたしません）

(ふりがな) 生徒氏名	(生年月日： 年 月 日)	学年・学級	年 組 ( ) 番
住所			
(ふりがな) 保護者氏名		電話番号	
兄弟姉妹	( 有 ・ 無 ) 氏名	年 組	
	氏名	年 組	
緊急時の 連絡先	第1連絡先	TEL:	本人との関係 ( )
	第2連絡先	TEL:	本人との関係 ( )
	第3連絡先	TEL:	本人との関係 ( )

【災害等発生時における上記以外の引き取り者】

引き取り者	・ 本人との関係 ( ) ・	本人との関係 ( )	
	・ 本人との関係 ( ) ・	本人との関係 ( )	

※災害発生時、帰宅困難等により引き取りに時間がかかる方は、事前にご連絡ください。

【家庭における緊急時の避難場所】※自宅以外の避難場所を2箇所記入

第1避難場所	(TEL: )
第2避難場所	(TEL: )

【引き渡しカード】※これより以下は引き渡し時に記入

引き取り者氏名		避難先	(TEL: )
引き渡し日時	月 日 時 分	確認職員	

## ② 子どもたちが学校園にいる場合の緊急時連絡について

保護者個人へは「電話連絡」を基本とし、保護者全体へは「学校だより」「電話連絡」「一斉送信メール」「学校ホームページ」「自治会等有線放送」など利用可能な方法により行う。

ただし、上記全ての連絡手段が使用不可能に陥るような大規模災害時には、保護者等は自分自身の判断で引き取りに来ることになる。そのような場合は、引き取り者が現れるまで、確実に子どもたちを保護することをあらかじめ伝えておき、保護者等が自分自身の安全確保後、慌てずに引き取りができるよう配慮しておく。

## ③ 子どもたちが家庭や地域にいる場合の緊急時連絡について

保護者と子どもたちがよく話し合い、緊急時における自宅以外の避難場所を決めておく。電話連絡等が不可能な場合は、保護者も教職員も、安否確認にその場所に向かうことになる。

また、「災害用伝言板 (web171)」や「災害用伝言ダイヤル (171)」の使用が可能であれば、家族で利用方法を確認しておく。

## ■ 被災地からの安否の連絡方法

[NTT 東日本「災害用伝言板 (web171)」]

[<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/index.html>]

災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板 (web171) にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できる。登録された伝言情報は、電場番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することができる。登録したメッセージを通知することもできる。

また、災害伝言ダイヤル (171) に登録されたメッセージを確認することができる。



[NTT 東日本「災害用伝言ダイヤル (171)」]

[<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voicel71/index.html>]

地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、声の伝言板として提供が開始される。



#### ④ 家庭における非常時の備えについて

家庭における緊急時の身の守り方や避難行動を確認するとともに、非常時の備えを依頼しておく。非常持ち出し品の準備や生活用品の備蓄など、防災・減災への取組を進めるよう学校園だよりや懇談会等を活用して啓発していく。

#### 《参考となる資料》

##### 「減災のてびき」～今すぐできる7つの備え～改訂版

地震、津波、台風、洪水など自然災害はいつも待ったなし  
少しでも災害被害を軽減するよう、みんなで力を合わせてふだんからの備えを！

#### もくじ

##### ◇ 今すぐできる7つの備え

- その1 災害被害を少なくする「自助」「共助」
- その2 あなたのお宅やご近所は安全ですか？
- その3 あなたのお宅は地震に耐えられますか？
- その4 災害から命を守る
- その5 日ごろから準備しておきたいもの
- その6 家族みんなで防災会議
- その7 ふだんからの地域のつながりが大切です

##### ◇ 災害被害を軽減する国民運動について

- 災害被害を軽減する国民運動について
- 国民運動に関連する情報ライブラリの紹介など



内閣府ホームページ [<http://www.bousai.go.jp/km/tbk/tebiki.html>]

## (2) 地域への依頼事項

### ① 地域の見守り活動

地域の人の温かい見守り活動が、不審者や交通事故などから子どもたちを守ることに繋がっている。

姫路市では、各小学校単位で運用されている「こども 110 番の家」の移動版として、約 330 台の市公用車に「子ども 110 番のくるま」ステッカーを貼付している。市民への防犯意識の啓発や犯罪の未然防止を図るとともに、犯罪の発生時には「子どもの緊急避難場所」として活用し、関係機関等への連絡を行っている。

また、子どもたちの下校時間に合わせた「こども見守り隊事業<sup>\*</sup>」や「安全安心パトロールカー<sup>\*</sup>」での巡回活動、「安全安心まちづくりサポーター制度<sup>\*</sup>」など継続した取組を今後も充実させていく。また、「スクールヘルパー制度<sup>\*</sup>」や「スクールガード・リーダー<sup>\*</sup>」による安全見守り活動も継続推進していく。

### ■ スクールヘルパー名簿

No.	氏名	備考	No.	氏名	備考

※こども見守り隊事業 … 平成 14 年度から 17 年度に実施した「地域で守る学校の安全対策事業」の発展・継続事業で、主に小学校区を対象に通学路を中心とした地域の見守り事業。

※安全安心パトロールカー … 安全安心パトロールカーが通学路を中心にパトロールを実施。

※安全安心まちづくりサポーター制度 … 市民、事業所等のボランティアによる防犯活動。

※スクールヘルパー制度 … 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう平成 16 年度より開始した制度。地域のボランティアや保護者が校門での立ち番やインターホン等の来校者の対応を行う。

※スクールガード・リーダー … 警察OBによる、学校への見回り活動。

## ② 自主防災組織の災害対応

避難所は、地域の自主防災組織等が中心となり、自主的に運営することを原則とする。地域の自治会や避難所担当職員（市職員）と、次頁掲載の「避難所（緊急避難場所）に指定されている施設ごとの確認事項」を活用した事前の協議等により、スムーズな避難所の開設や運営ができるように備えておくことが大切である。避難所開設運営は、「姫路市避難所運営マニュアル」（本冊子 P36, P37）・「姫路市避難所運営のポイント」によって行う。

また、地域における自主防災は、「自主防災組織の災害対応手引き」※によって実施される。学校園では、近隣避難所施設の避難所担当職員（市職員）や施設管理者の氏名などを把握し、いざというときに避難所ごとの連携を図るようにする。

なお、市指定避難場所の一覧は、「姫路市地域防災計画【資料編】（資料 6-2）」に掲載されている。

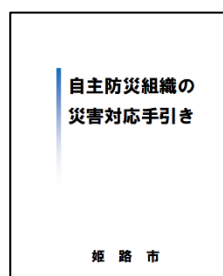
### ■ 避難所の確認(表3) [「自主防災組織の災害対応手引き 第6章 参考様式編 P91」による]

施設名	避難所担当職員 (市職員)	電話番号	施設管理者	電話番号

※「自主防災組織の災害対応手引き」

姫路市危機管理室 令和元年7月発行。

[<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/cmsfiles/contents/0000004/4383/tebikizenpen.pdf>]



■ 避難所に指定されている施設ごとの確認事項

地区	番号

避難所（緊急避難場所）に指定されている施設ごとの確認事項

記入年月日 年 月 日

施設名					
避難所（緊急避難場所）開設等に関する打合せ会の日時					
打合せ会出席者	避難所担当職員	所 属	身 分	氏 名	
		所 属	身 分	氏 名	
	施設側職員	施 設 名	職 名	氏 名	
	連合自主防災会		職 名	氏 名	

避難所（緊急避難場所）開設時の連絡先等	① 避難所担当職員	所 属	身 分	氏 名	
		連 絡 先	(勤務先電話・FAX)		
			(自宅電話・携帯)		
		所 属	身 分	氏 名	
		連 絡 先	(勤務先電話・FAX)		
			(自宅電話・携帯)		
	② 施設側職員	施 設 名	職 名	氏 名	
		連 絡 先	(勤務先電話・FAX)		
			(自宅電話・携帯)		
	③ 連合自主防災会		職 名	氏 名	
		連 絡 先	(勤務先電話・FAX)		
			(自宅電話・携帯)		
	④ 鍵の保管者	鍵の種類			
		所 属	職 名	氏 名	
		連 絡 先	(勤務先電話・FAX)		
(自宅電話・携帯)					
受渡し方法 (詳細に)					
⑤ 解錠方法 (詳細に)					

※ 避難所運営マニュアルを熟読し、施設内の設備等を確認してください。  
 拠点避難所（小学校、義務教育学校）のみ、連合自主防災会とも打ち合わせをお願いします。



避難所（緊急避難場所）のハザードマップ情報								
避難所（緊急避難場所）が想定区域内又は警戒区域内（※市HP 姫路市Webマップの防災・安全の各ハザードマップ参照）								
洪水浸水想定	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 0～50cm (黄色)	<input type="checkbox"/> 50cm～1m (緑色)	<input type="checkbox"/> 1m～2m (水色)	<input type="checkbox"/> 2m～5m (青色)	<input type="checkbox"/> 5m以上 (紫色)	
高潮浸水想定	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 0～50cm (黄色)	<input type="checkbox"/> 50cm～1m (緑色)	<input type="checkbox"/> 1m～2m (水色)	<input type="checkbox"/> 2m～5m (青色)	<input type="checkbox"/> 5m以上 (紫色)	
津波浸水想定	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 0～30cm (緑色)	<input type="checkbox"/> 30cm～1m (水色)	<input type="checkbox"/> 1m～2m (黄色)			
土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有						
【避難所立地の特記事項】								

緊急避難場所の区分					※ 避難所班各地区職員配備計画表の指定緊急避難場所欄にある記号を記載のこと。				
洪水：	土砂：	高潮：	地震：	津波：					
※ 注意事項									
指定緊急避難場所の災害種別ごとの適否の凡例「○」:適 「×」:不適 「△」:一部不適 「―」:対象外									
・洪水、高潮時の凡例(△:1階が利用不可能となることがある△ <sub>3</sub> :3階以上へ避難)									
※洪水時とは市川等主要な河川がはん濫した場合をいう。									
・土砂災害時の凡例(△ <sub>3</sub> :3階以上で斜面から遠い場所へ避難 △ <sub>1</sub> :体育館のみ使用可能)									
※土砂災害時とは土砂災害警戒情報が発表された場合をいう。									
避難所（緊急避難場所）としての開放区域等	地震発生時 (地震・津波)	避難者用スペース	第1次開放		使用にかかる特記事項				
			第2次開放						
			第3次開放						
	水害発生時 (洪水・土砂災害・高潮)	避難者用スペース	第1次開放		使用にかかる特記事項				
			第2次開放						
			第3次開放						
	教護所用区域								
	運営委員会用区域								
※第1次開放場所が洪水や高潮の浸水想定区域にある場合は校舎の2階以上を、土砂災害警戒区域内の場合は3階以上で山側斜面の反対側部を、第2次開放・第3次開放場所として決めておくこと。									
コミュニティ防災倉庫	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	場 所						
避難所に備え付けてある備品、消耗品の保管場所									
その他特記事項									